船橋市の下水道使用料に係る汚水排除量減量認定について（案内）

船橋市下水道総務課

下水道使用料の減量認定を希望される事業者様へ

下水道使用料は、原則として使用水量（上水道水・井戸水・工業用水等の給水口で計量した水量）を汚水の量（汚水排除量と言います）とみなしてご請求しています。

しかし、散水やクーリングタワー（冷却塔）・ボイラーからの蒸発、製品含有などのように下水道に排除されない水量（減量水量）があり、使用水量と汚水排除量が著しく異なるなど以下の条件を満たす場合は、事業者様自身からの申告により、汚水排除量の減量認定を受けることができます。

この取扱いは、船橋市下水道条例第１９条に基づき、『汚水排除量の認定等に関する基準』によって運用を行っております。以下に、その概要を記載いたしますが、上記の条例及び基準は船橋市ホームページにてご覧いただくことができますので、あわせてご確認いただき、お手続きください。

１．おもな要件及び減量認定適用後の義務

① 営業活動に伴って使用する水であること。
② 減量水量が全体の総使用水量の１０％以上であること。ただし、１月あたりの総使用水量が５００立方メートルを超えるものにあっては１月あたりの減量水量が５０立方メートル以上のもの。
③ 減量水量を正確に計量する計量器等（メーターなど）を設置すること。
④ ２か月ごとの上水道の検針期間など使用水の使用期間にあわせて計量器等を検針し、遅滞なく申告すること。
⑤ 申告の関係明細の資料等については１年間保存し市が閲覧を申し出たときはこれに応じること。
⑥ 本市職員の立ち入り調査については、常に協力すること。
⑦ 認定にかかる状況等に変更があった場合は、届出ること。

２．おもな注意点

① 要件③について、事業者様から提出いただいた申請書及び添付資料（給排水管図面等）をもとに、書類及び現地確認にて、減量水量が正確に計量される内容になっているか、審査させていただきます。

審査の際、適切な位置に計量器等が設置されていない場合は、認定できない

（裏面もご確認ください）

場合がございます。例えば、クーリングタワーやボイラーからの蒸発水等の計量にあたっては、補給水量を計量いただくとともに、下水道に流入するブロー排水量も計量いただき、補給水量からブロー排水量を引いた値が、減量水量になります。このように、計量箇所以降で、下水道に流入する箇所がある場合は、下水道流入箇所の排水量を計量いただかなければ、認定ができません。製品含有や散水についても、同様です。

② 要件③について、設置いただく計量器等は、原則として計量法に基づく検定制度に合格したメーター（検定品メーター）で、有効期間内のものをご使用ください。有効期間を過ぎてしまった場合は、認定が取消になる場合がありますので、適切にメーターを交換するなど更新・管理を行っていただく必要があります。

また、一般的に、検定品メーターは管の中が常に水で満たされた状態で使用されることが前提となっているため、上記注意点①のように、ブロー排水等を計量する際は、管の中が常に水で満たされるように、トラップ等を設けるなど適正に配管ください。なお、浄水でないものを計量する場合は、メーター機器の仕様等もあわせて確認させていただき、機器として計量可能な内容であるか等も審査いたします。

③ 上記注意点①・②のような場合がございますので、減量認定の手続きを行うために新たにメーターの選定・設置場所等を検討する場合は、事前に船橋市下水道総務課使用料係へご相談ください。

④ 要件④について、下水道使用料は２か月に１回ご請求させていただいておりますが、上水道の検針時期にあわせて設置いただいた計量器等を事業者様自身で検針いただき、すみやかに申告書を市へご提出下さい。提出がない場合は、ご請求に反映されません。また、申告内容が適正かどうか、市で審査させていただくため、使用状況について問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご協力ください。

⑤ 要件⑦について、変更があった場合は必ずお届けください。故意に届出を怠るなど不正により支払いを免れた場合、法令に「徴収を免れた金額の５倍に相当する金額」以下の過料を科す規定もございますのでご注意ください。

※ 本資料は平成２９年３月現在のものです。改正等ないかご確認ください。

（お問い合わせ）船橋市下水道総務課使用料係　電話番号 ０４７－４３６－２６４３